～流す・ためる・浸み込ませる・安全に避難する～

大雨から守ろう大切な町

新川流域水害対策協議会

総合治水推進週間　5月15日(月)～21日(日)

進む開発と高まる浸水被害の危険性

山林や田畑などには、雨水を一時的にためたり、地下に浸透させる機能があり、河川への雨水の流出量を抑える働きをしています。

しかし、近年では開発が進み、地表がコンクリートやアスファルトに覆われ、河川へ短時間で多くの雨水が流れ込むようになったため、洪水や浸水被害の危険性が増しています。

浸水被害を防ぐための流域治水対策

洪水や浸水を防ぐため、川幅を拡げたり、川底を掘るなどの改修を行っていますが、それだけでは急激な開発で増加する雨水を安全に流すことが出来ません。そこで、流域内に雨をためたり、地下に浸透させる施設を作り、河川に一度に流れ込む雨水の量を減らすことが必要です。

このように、「河川の改修」と「流域内での対策」、洪水や浸水が起こったときの「警戒避難体制の確立」などを併せて実施し、被害の防止を図ることを「流域治水対策」といい、新川流域では、昭和55年から県や近隣市町とともに対策を行っています。

「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく取り組み

新川流域では、さらに強力に「流域治水対策」を推し進めるため、平成18年に流域を特定都市河川浸水被害対策法に基づく「特定都市河川流域」に指定し、次の取り組みを行っています。

❶雨水浸透阻害行為の許可等

田畑などで行う500㎡以上の開発(土地からの流出雨水量を増加させる恐れのある行為)は知事等の許可が必要で、基準に従った雨水貯留浸透施設の設置が求められます。

❷流域水害対策計画の策定

県と市町、河川と下水道が共同して、総合的な浸水被害対策を推進する計画を策定し、事業を行います。なお、流域水害対策計画は平成19年10月に策定し、平成26年10月に一部を変更しました。内容は、総合治水ホームページをご覧ください。

❸保全調整池の指定

これまでに宅地開発指導要綱等に基づき整備していただいた既設の防災調整池を保全調整池に指定し、保全を図ります。

❹都市洪水想定区域および都市浸水想定区域の指定

河川の氾濫や浸水が想定される区域を指定し、円滑かつ迅速な避難の確保を図ります。

※平成20年6月指定

新川流域内にお住まいの方・事業をされる方は、これらの取り組みにご協力ください。

地域の皆さんへのお願い

雨水を貯留したり、地下に浸透させる施設

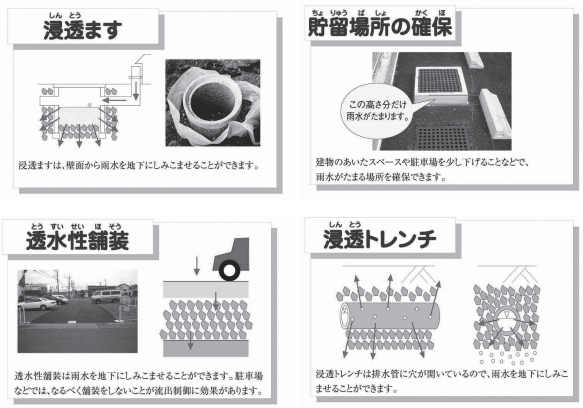

◉ビジュアルボードフェア

流域治水を皆さんに理解していただくために、写真などのパネル展示を行います。

とき　7月14日(金)～24日(月)
※休館日を除く
ところ　スポーツセンター
問合せ先　役場　都市整備課
内線164
総合治水ホームページ
HP https://www.pref.aichi.jp/site/ryuikichisui/shinkawa-kyougikai.html